


**放送番組のインターネット上での同時
配信等に係る権利処理の円滑化について
(検討方針・スケジュールなど)**

**令和2年9月
文化庁著作権課**

検討に当たっての基本方針

- 放送番組のインターネット上での同時配信等は、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から非常に重要な取組。
- 放送番組には、多様かつ大量の著作物等が利用されているところ、インターネット上での同時配信等を推進するに当たっては、これまで以上に迅速・円滑な権利処理が可能となる環境を整備する必要。
- 既に、集中管理に基づく包括許諾や、権利情報を集約したデータベースの充実など運用面での取組により円滑な権利処理が実現できている部分はあるものの、制度面での対応もしっかりと進めていく必要。
(※) 著作権法上、放送と配信で、権利の在り方にズレがある規定もある。
- 検討に当たっては、幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、「権利処理の円滑化」と「権利保護・権利者への適切な対価の還元」のバランスを図り、放送事業者と権利者がWin-Winの関係を構築できるような措置を検討。



総務省による取りまとめ・放送事業者の意向をもとに、幅広い権利者の意見も十分に踏まえながら、総合的な課題解決に向けた対応を検討。
(文化審議会著作権分科会に専門のワーキングチームを設けて集中的に議論)

検討スケジュール

【8月】

- 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会（第1回）（8月4日）
 - ・同時配信等WTの設置を決定

【9～10月】※措置の方向性の議論

- 同時配信等WT（第1回）（9月4日）
 - ・総務省からの要望とりまとめ報告、放送事業者ヒアリング、自由討議
- 同時配信等WT（第2回）（9月18日）
 - ・権利者ヒアリング、措置の方向性の議論①
- 同時配信等WT（第3回）（9月28日）
 - ・措置の方向性の議論②
- 同時配信等WT（第4回）（10月12日）
 - ・中間まとめ
- 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会（第2回）（10月19日）
 - ・同時配信等WTにおける中間まとめについて報告の上、議論

【11～12月】※具体的な制度設計等の議論

- 同時配信等WT（第5回～第7回 or 第8回）
 - ・制度設計等の議論⇒報告書のとりまとめ
- 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会（第3回）
 - ・同時配信等WTにおける報告書について報告の上、議論

(※) その後、パブリックコメントを実施し、最終的には、著作権分科会としての報告書を取りまとめ、次期通常国会への法案提出を目指す。

検討の進め方

- 総務省の取りまとめにおいて「制度的課題について検討が必要な事項」として挙げられている以下の5点の要望事項には、性質の異なる様々な課題が混在しているため、実効的かつ合理的な解決に向け、(1) 制度改革により対応すべき事項と、(2) 主として運用面での対応を進めるべき事項に分類・整理する。

- ① 放送のみ許される権利制限等の同時配信等への適用
- ② 借用素材の権利処理の円滑化
- ③ 商業用レコード、映像実演等各分野のアウトサイダーへの対応
- ④ リピート放送の同時配信等に係る実演家からの許諾取得の負担軽減
- ⑤ 楽曲の支分権管理に係る放送と同時配信等の一括処理

- (1) 制度改革により対応すべき事項については全て、令和3年通常国会での法案成立を目指し、優先的かつ集中的に検討。(2) 主として運用面での対応を進めるべき事項については、総務省の勉強会での検討状況等を踏まえてその他の課題とともに検討。

- いずれにしても、様々な課題の総合的解決に向け、制度・運用の両面から実効的かつ合理的な対応について早急に検討。

第1回・第2回ワーキングチームでの議論の概要①

※【第2回】と記載のないものは第1回での議論

【検討の進め方・課題の整理について】

- 非常にスケジュールがタイトであり、優先的に議論する課題を決めた方が良い。議論の順序を考える上で、運用で処理できるものとそうでないものを分けて考えることも必要ではないか。
- 初めから論点を絞るべきではなく、全体の議論をする中で、自然と優先順位付けは明らかになっていくものである。「著作権」の問題と「著作隣接権」の問題は相互に関連するので、どちらが優先かを定めることは困難。
- タイトなスケジュールの中で多くを追求し過ぎると虻蜂取らずになる。その中で、放送と同時配信で制度のバランスが取れていないところを重点的にピックアップし、その点を検討して行くというアプローチが考えられる。
- 放送事業者側から制度的課題として挙げられたものの中には、法制度上の話とビジネス上の仕組み・慣行の話が混在しており、スケジュールがタイトな中で対応がより複雑になってしまっている。両者は区別して議論すべきであり、法律としてできることのほか、ビジネスとして汗をかくべき話もある。

【関係者間の調整について】

- 本課題については、ステークホルダー間の調整が適切に行われることが前提となる。放送事業者側が権利者と調整し、理解を得るための対策を検討したり、権利者側へのメリットを示す必要。

【制度改正の影響・効果の把握について】

- この制度改正によってどのくらいの効果が出るのかを把握することが重要。放送事業者側の配信の円滑化の程度、権利者側のビジネスの豊かさに与える影響の程度、消費者の便益の高まりの程度について、制度改正を要望する側（放送事業者側）が明らかにすべき。

第1回・第2回ワーキングチームでの議論の概要②

【措置の方向性・内容について】

- 放送と同時配信等は別個のサービスであり、法的に同じサービスだと位置付けることは難しいと思うが、放送と放送付随的同等配信とは実体的には同様の面があるので、できる限り同様に取り扱って欲しいという意見は理解できる。
- 権利者側として、放送での利用は良いが同時配信での利用はダメというケースがあまりないのであれば、（権利者が意思を明示していない場合に）放送の許諾を得た場合に、同時配信もできるようにすることなども考えられる。
- 放送と同時配信はビジネスとしては別物であり、その性質からして同一の扱いがふさわしくないものについては、その処遇に違いが生じててもやむを得ない面もある。他方、放送及び配信に共通の課題については、今後の引き続きの議論に回した方がよいかも知れない。
- 現行権利制限規定の見直しは検討が必須の事項であり、個々の条文ごとに具体的に対応を検討すべき。
- 借用素材の権利処理の円滑化についてニーズが高いとのことだが、基本的には許諾の範囲の話であり、当事者の意思が明確であればそのとおりの効果が及ぶ。ただし、当事者の意思が不明確な場合に、同時配信等の可否をどう解釈するかという点について何らかの規定を置くことは考えられる。
- （著作権の管理について）「放送」と「同時配信」とは、法的な概念は異なるものの、同じ公衆送信であり、また、同じ放送対象地域の視聴者からみれば同じタイミングで同じ内容を受信するものであって、視聴端末が異なるだけともいえるため、必ずしも別々に管理する必要はないのではないか。【第2回】
- 集中管理の度合いが高い領域は運用実態面からの改善による権利処理も検討可能だが、集中管理が進んでない領域は何らかの手段を考える必要。【第2回】

(参考) 同時配信等WTの委員名簿

第20期 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会
放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する
ワーキングチーム委員名簿 (令和2年9月4日現在)

【チーム員】

いけむら 池村	さとし 聡	弁護士
いまむら 今村	てつや 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部教授
うちやま 内山	たかし 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
○おおぶち 大漕	てつや 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
おくむら 奥邨	こうじ 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
◎すえよし 末吉	わたる 互	弁護士
たつむら 龍村	ぜん 全	弁護士
なかむら 中村	いぢや 伊知哉	iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長
まえだ 前田	てつお 哲男	弁護士

【オブザーバー】

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課

※◎は座長、○は座長代理